

日本国スポーツ庁とブラジル連邦共和国市民省スポーツ特別事務局との間の
柔道に関する協力覚書

日本国スポーツ庁及びブラジル連邦共和国市民省スポーツ特別事務局（以下個別に「一方」といい、総称して「双方」という。）は、

両国間の交流及び協力の拡大を希望して、

以下の共通認識に至った。

項目 1
目的

本協力覚書（以下「覚書」という。）は、学生の全体的な成長の側面に特別な焦点を当て、ブラジルにおける学校教育及び関連活動への柔道の導入を促進することを目的とする。

項目 2
実施

I- 日本側は、

- a. 本覚書で想定されている日本側の活動を実行及び調整し、
- b. 日本で研修を受ける柔道講師の選択に関し、ブラジル側及びブラジルの代表的な柔道機関と調整し、
- c. ブラジルの日系ブラジル人社会に利益をもたらすための活動を調整し、
- d. 研修プログラムを実行し、
- e. 研修プログラム（柔道の学校カリキュラムへの導入に関する方法論的推薦によるものを含む。）に協力する。

II- ブラジル側は

- a. 本覚書で想定されているブラジル側の活動を実行及び調整し、
- b. 日本において研修を受ける柔道講師の選択に関し、日本側及びブラジルの代表的な柔道機関と調整し、
- c. 柔道のパイロット授業を受けるブラジルの学校を選び、
- d. ブラジルの選ばれた学校に日本で研修を受けた柔道講師を派遣することを明確にし、
- e. 柔道の代表的機関に対し、日本での研修の結果を広め、及び選ばれた学校に導入される柔道教育のカリキュラムを提案するよう促し、

f. 日本との交流の結果として、柔道講師によって行われた活動に関する報告書を提出する。

項目 3

財政

双方は、それぞれの予算の範囲内において、本覚書が言及する活動に支出する。

双方は、本覚書の下で行われた活動、計画及びプログラムが、両国の法令及び予算に従って決定されるという見解を共有する。本覚書が言及するそれぞれの活動は、双方によって外交経路を通じてケースバイケースで交渉される。

項目 4

継続及び修正

本覚書は、その署名の日から開始し、2021年3月31日まで継続する。

本覚書は、双方の間の書面による相互の同意によって修正することができる。

2020年2月10日に、ブラジリアにおいて、同等の価値を有する日本語、ポルトガル語及び英語の言語による本書2通に、法的拘束力を有しない文書として署名された。解釈に相違がある場合は英語の文書が優先される。

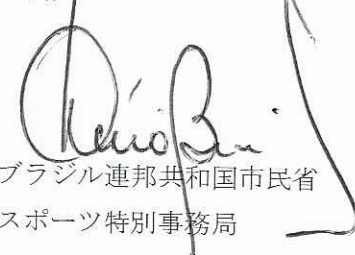
山田 彰

駐ブラジル日本国大使



ブラジル連邦共和国市民大臣

立会人



ブラジル連邦共和国市民省
スポーツ特別事務局